

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月3日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第137号

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱（令和5年鴨川市告示第102号）の一部を次のように改正する。

別表中 「
令和5年5月1日から同年7月2日まで又は同月3日から同年8月31日までのそれぞれの期間に週100回以上の個別接種を4週以上行い、かつ、週100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週のうち1日以上は、時間外、夜間又は休日において接種体制を用意していること。
を
」

「
次に掲げるいずれかの期間に週100回以上の個別接種を4週以上行い、かつ、週100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週のうち1日以上は、時間外、夜間又は休日において接種体制を用意していること。
に改め、同表備考第5項
（1） 令和5年5月1日から同年7月2日まで
（2） 令和5年7月3日から同年9月3日まで
（3） 令和5年9月4日から同年11月5日まで
（4） 令和5年11月6日から同年12月31日まで
」

ただし書を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。